ACSES ニュースレター_２４２９号（2022 年 12 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（36 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇労働災害発生状況〈厚生労働省〉
◇中国産クワイから基準値を超える農薬を検出〈新聞報道〉
◇ＪＲ苗穂工場内の建物で火災、内部 150 平方メートル焼ける…前日も会議で使用、近くに苗穂駅、マンション、大型商業施設も〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・名誉教授のメールから情報漏れ、5 千人分か　2 要素認証「例外」扱い〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第 103 号）〈官報〉
・水俣病住民健康調査、脳磁計と MRI で具体策検討へ　環境省「一定の精度に到達」〈新聞報道〉
・「煎餅かす発火」過去にも数件…新潟「三幸製菓」火災、総務省消防庁が年度内に最終報告へ〈新聞報道〉
・学校での事故適切な検証へ 近く有識者会議立ち上げ方針 文科省〈放送報道〉
・大学入学共通テスト 不正対策で全国の大学に注意の呼びかけ〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・東海沖の海底観測システムで再び障害　緊急地震速報に最大13秒遅れ〈新聞報道〉
[福島原発事故]
・除染土再生利用の実証事業 環境省が住民説明会 埼玉 所沢〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 危険ドラッグの成分５物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～〈厚生労働省〉
[4] 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募〈総務省消防庁〉
[5] 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 26 号）〈官報〉
[6] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 361 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 362 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第 363 号）〈官報〉

樫柳梅（ギョリュウバイ）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 168 号）〈官報〉

◇令和５年度薬価改定について〈厚生労働省〉

［7］食品安全衛生関係

◇アレルギー食品表示の義務化 「くるみ」を新たに追加へ〈放送報道〉

［8］温暖化対策関係

◇民間企業の気候変動適応実践プログラム（セミナー編）～「民間企業の気候変動適応ガイド」を活用した適応策の実装～ 開催のお知らせ〈環境省〉

◇CO2減らすコンクリート、開発競うゼネコン　3Dプリンターに応用〈新聞報道〉

［9］環境安全関係

◇（仮称）岩手大船渡陸前高田風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

◇（仮称）白石小原陸上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

［10］調査、公募、意見募集等

［公募結果、意見募集結果］　１件　　［調査結果］　２件　　［統計資料］　１件

［11］その他省庁発表

◇大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）〈文部科学省〉

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第２号）〈官報〉

◇令和4年度教職大学院入学者選抜実施状況の概要〈文部科学省〉

◇人事院規則２１－０（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則（人事院規則２１－０－１１）〈官報〉

［12］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］ 13 件　　［開催記録、報告、資料等］　９件

［13］海外の化学物質管理情報

〇国際：４件　　〇欧州：20 件　　〇米国：13 件　　〇シンガポール：１件

［14］その他

◇インフルエンザ、感染症関係：19 件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：３件

****

［1］***<u>化学物質関係事故、事件関係</u>***

◇<u>労働災害発生状況</u>

＜厚生労働省　2022 年 12 月 16 日＞

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和４年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	合計
全産業	196	25	5	39	49	51	102	4	0	11	27	8	8	4	0	10	658
製造業	18	0	1	9	8	7	49	1	0	3	3	3	2	3	0	9	125
鉱業	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
建設業	103	6	0	14	26	22	25	1	0	0	12	4	4	1	0	1	242
交通運輸事業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
陸上貨物運送事業	18	1	1	7	5	0	9	0	0	0	1	0	0	0	0	0	70
港湾運送業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
林業	4	2	0	1	3	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
農業、畜産・水産業	7	1	0	1	1	1	2	0	0	3	2	0	0	0	0	0	19
第三次産業	42	14	3	6	6	4	15	2	0	5	9	1	1	0	0	0	160
商業	12	5	3	4	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	56
うち小売業	5	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	29
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
接客・娯楽	4	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
うち飲食店	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
清掃・と畜	12	2	0	1	2	0	6	1	0	1	2	1	0	0	0	0	30
警備業	4	1	0	0	0	1	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	21
その他	10	6	0	1	0	0	3	0	0	2	0	0	1	0	0	0	30

◇中国産クワイから基準値を超える農薬を検出

＜朝日新聞　2022 年 12 月 15 日＞

宇治市のパシフィックコーポレーション社が中国から輸入した生鮮クワイから法定基準値を超える農薬が検出されたとして、府は 14 日、輸入した 1300 箱（6500 キログラム分）の廃棄命令を出した。

府山城北保健所によると、11 月 29 日に大阪港に到着していた。今月 13 日に大阪検疫所がモニタリング検査を実施すると、植物成長調整剤として使われる農薬「パクロブラゾール」が 0・02ppm（基準値は 0・01ppm）検出されたという。すでに４割ほどは流通していると見られる。府は流通分も含めた回収と廃棄を同社に命じた。

◇ＪＲ苗穂工場内の建物で火災、内部 150 平方メートル焼ける…前日も会議で使用、近くに苗穂駅、マンション、大型商業施設も

＜TBS NEWS　北海道放送　2022 年 12 月 16 日＞

https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/236215?display=1

16 日朝、札幌市東区のＪＲ北海道の苗穂工場内の建物から火が出て、内部が焼けました。けがをした人はいま

せん。

火事があったのは、札幌市東区北６条東 13 丁目のＪＲ北海道苗穂工場内の２階建ての建物です。

16 日午前８時まえ、近くを通った人が「ＪＲ構内の建物から煙が出ている」と消防に通報しました。

この火事で、消防車 24 台が消火にあたり、建物の内部およそ 150 平方メートルが焼けましたが、けが人はいません。

警察によりますと、火が出た建物はふだん、会議などで使われていて、前日の 15 日も会議で、ストーブが使われていました。

現場は、ＪＲの車両のメンテナンスや検査をする工場や事務所、付近にはＪＲ苗穂駅、マンション、印刷会社、大型商業施設などもある地域で、警察と消防が出火原因を調べています。

◇*その他の事故、事件*

・名誉教授のメールから情報漏れ、５千人分か　２要素認証「例外」扱い

＜朝日新聞　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDG3D3KQDFTLVB00B.html

熊本県立大学は 13 日、同大名誉教授のメールアカウントが何者かに不正利用され、学生や教職員などのべ 5288 人分の情報が漏洩（ろうえい）した可能性があると発表した。現時点で被害の報告はないという。

同大によると、漏洩した可能性があるのは同大の学生や教職員、公開講座受講者などのメールアドレスや、名誉教授のパソコンのアドレス帳に登録があった他大学や企業の関係者の連絡先、メールボックス内に残されていた教員の履歴書や人事資料など。

今月７日、名誉教授から出した覚えのないメールが大量に送信されていると大学に連絡があった。

調査したところ、６日深夜から７日にかけて、名誉教授のメールアカウントから本人が把握していない不審なメールが 1276 件送られていた。うち 1230 件は不審なメールが一時に大量に送られているとしてシステムが送信をブロックした。８月 30 日以降、海外のサーバーを経由したログインが約１千件あったことも分かったという。

同大ではメールを利用する際、パスワードの入力に加え、スマートフォンなどに送られる確認コードを入力する２要素認証を原則としているが、名誉教授は携帯電話を所持していなかったことから、例外としていたという。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第 103 号）

［官報］　令和４年 12 月 16 日　号外　第 269 号　14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221216/20221216g00269/20221216g002690014f.html

あらまし

◇特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第 103 号）（厚生労働省）

１　給付金の請求期限

給付金の支給の請求の期限を、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすることとした。（第五条関係）

㈠　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の施行の日（平成二〇年一月一六日）から起算して二〇年を経過する日（㈡において「経過日」という。）

㈡　損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

２　劇症肝炎に罹患して死亡した者に対する給付金の額の引上げ

特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者のうち、Ｃ型肝炎ウイルスにより劇症肝炎（遅発性肝不全を含む。３の㈠において同じ。）に罹患して死亡した者に対する給付金の額（改正前では一、二〇〇万円）を「慢性Ｃ型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹り患し、又は死亡した者」と同額の四、〇〇〇万円に引き上げることとし

た。（第六条第一号関係）
３　施行期日等
㈠　経過措置
Ｃ型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者で、この法律の施行前に一、二〇〇万円の給付金の支給が行われたものについて、２により引き上げられた給付金の額（四、〇〇〇万円）との差額に相当する額（二、八〇〇万円）の給付金を支給することについて、所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
㈡　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和４年12月16日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

法律第103号

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「十五年」を「二十年」に改める。

第六条第一号中「慢性Ｃ型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹り患し、又は死亡した者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　慢性Ｃ型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹り患し、又は死亡した者

ロ　Ｃ型肝炎ウイルスにより劇症肝炎（遅発性肝不全を含む。）に罹患して死亡した者

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）第二条第三項に規定する特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者をいう。以下この項において同じ。）でこの法律による改正後の法第六条第一号ロに該当するものについては、この法律の施行前に既に法第三条第一項の規定による給付金が支給された場合においても、同項の規定に基づき、その特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者の相続人に対し、給付金を支給する。この場合においては、当該給付金の額は、同号に定める額からこの法律の施行前に既に支給された同項の規定による給付金の額を控除した額とする。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

３　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第百九条の次に次の一条を加える。

（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正）

第百九条の二　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「限る。）」の下に「（以下この条において「確定判決等」という。）」を加え、「又は謄本」を「若しくは謄本又は確定判決等の内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容と同一であることを証明したもの」に改める。

厚生労働大臣　　加藤　勝信

内閣総理大臣　　岸田　文雄

・水俣病住民健康調査、脳磁計と MRI で具体策検討へ　環境省「一定の精度に到達」

＜熊本日日新聞　2022 年 12 月 17 日＞　https://kumanichi.com/articles/889133

環境省は 16 日、水俣病特別措置法に基づく不知火海沿岸の住民健康調査について、磁気で脳の活動を捉える脳磁計（MEG）と磁気共鳴画像装置（MRI）を組み合わせた検査手法を活用して具体策の検討に着手する方針を明らかにした。認定患者らの協力を得て進めてきた研究が「一定の段階の精度に到達した」としている。

2009 年施行の特措法は健康調査の「積極的かつ速やかな」実施を規定しているが、13 年が経過した今も実現していない。同省は具体策について「有識者の協力を得ながら検討する」としており、調査の実施時期はさらに数年ずれ込むことも予想される。

海老名英治・同省特殊疾病対策室長と国立水俣病総合研究センターの中村政明臨床部長が同日、水俣市で被害者団体などに研究成果と合わせて説明した。

研究は、MEG と MRI 双方の検査に協力した認定患者 30 人と健常者 289 人を比較。水俣病に特徴的な感覚障害の有無を診るため手首や肘の神経を刺激した際の脳の活動などを調べ、解析した。

その結果、認定患者の約 8 割の 24 人にメチル水銀による影響の可能性を示す反応を検出。健常者の 9 割に当たる 254 人は正常だった。ただ、認定患者の約 2 割は所見がとれず、健常者の 1 割は異常な反応を示した。

海老名室長は「MEG と MRI を組み合わせることで、メチル水銀の影響をある程度客観的に評価できるようになったが、現時点で個別の診断に使うのは難しい」としている。中村部長は「この手法で病態が分かれば、治療につなげられる可能性がある。さらに研究を進めたい」と述べた。

健康調査に用いる「客観的診断手法」を巡っては 20 年秋、小泉進次郎環境相（当時）が「1～2 年程度をめどに、研究開発の成果を整理したい」と表明した。

・「煎餅かす発火」過去にも数件…新潟「三幸製菓」火災、総務省消防庁が年度内に最終報告へ

＜読売新聞　2022 年 12 月 17 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20221216-OYT1T50245/

米菓製造大手「三幸製菓」荒川工場（新潟県村上市）で２月、従業員６人が死亡、１人が負傷した火災で、総務省消防庁は１６日、煎餅かすから出火したと指摘する中間報告を公表した。同庁は今年度中に最終報告を策定する予定で、今後の焦点は、県警の業務上過失致死傷容疑の捜査となる。

報告書によると、火災は２月１１日深夜に発生。従業員の目撃情報や屋外カメラの映像などから乾燥機の内部を出火場所と推定した。

また、同庁は、断熱材の発泡ポリウレタンが吹き付けられた天井（横幅１０メートル、奥行き５メートル）を使って再現実験を実施。ガスバーナーを天井に近づけると、１０秒程度で表面に着火、２～３分ほどで天井全体へと炎が回り、５分程度でほぼ燃え尽きたという。

下地材のみの天井で実験を行った場合は、ガスバーナーを１分ほど近づけても着火しなかったことなどから、発泡ポリウレタンが延焼を拡大させた可能性が高いと指摘した。

一方、現場の状況からガス配管や電気設備から出火した可能性は低いとした。

村上市消防本部によると、荒川工場では１９８８年～２０１９年に８件のぼやや部分焼が起きている。その多くは今回の中間報告でも指摘された乾燥機内にたまった煎餅のかすが発火したものだったという。

県警は同社幹部らを任意で事情聴取しており、安全管理に問題がなかったかなど、業務上過失致死傷容疑で捜査を続けている。

・学校での事故適切な検証へ 近く有識者会議立ち上げ方針 文科省

＜NHK2022 年 12 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221216/k10013925101000.html

学校で死亡事故などが起きた場合の適切な検証につなげようと、文部科学省は近く、有識者で作る会議を立ち上げ、学校や自治体が行う調査など安全対策についての議論を始める方針を固めました。

学校の安全対策をめぐっては、東日本大震災で宮城県石巻市にある大川小学校の児童と教職員合わせて 84 人が犠牲になったことなどを受け、文部科学省が 2016 年に「学校事故対応に関する指針」を作成しました。

この指針では、死亡事故などで必要と判断された場合、外部の専門家などによる詳細調査を行うことと定めら

れていますが、昨年度までの6年間では国に報告があった死亡事故131件のうち、詳細調査が行われたのは14件にとどまるなど、実効性が課題となっていました。

こうした状況を受けて、文部科学省は近く有識者で作る会議を新たに立ち上げ、学校で死亡事故などが起きた場合の自治体の調査の在り方や国などへの報告の仕組みについて議論を始める方針を固めました。

会議では、安全対策をめぐる校内の研修の充実などについても、幅広く議論してもらうことにしています。

会議の議論を受け、文部科学省は「学校事故対応に関する指針」の改訂など、改めて安全対策を検討していく方針です。

・大学入学共通テスト 不正対策で全国の大学に注意の呼びかけ

＜NHK　2022年12月18日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221218/k10013926451000.html

大学入学共通テストまであと1か月となりましたが、前回は受験生が問題を外部に送って大学生に解答させるという不正が起きました。文部科学省は、問題の解答を求めるような投稿に注意するよう、呼びかけを始めました。

ことし1月の大学入学共通テストでは、世界史の問題用紙が試験中に撮影されてインターネットを通じて外部に送られ、事情を知らない大学生などが解答するという不正が行われました。

対策について検討してきた文部科学省は16日、全国の大学に注意喚起を求める通知を出しました。

通知では特に注意が必要な投稿の例として、SNSや匿名の掲示板で試験問題の画像が送られ、時間の制限を設けて解答を依頼されるケースなどを挙げています。

大学入学共通テストは来月の14日と15日に本試験、28日と29日に追試験があり、この時期に特に注意が必要なほか、各大学の学力検査がある2月から3月にかけても投稿の可能性があるということです。

文部科学省の担当者は「気付かないうちに解答を手伝ってしまうと試験の公平性が損なわれる」として、予備校の関係者などにも注意を呼びかけています。

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・東海沖の海底観測システムで再び障害　緊急地震速報に最大13秒遅れ

＜朝日新聞　2022年12月17日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/8456c411ef0f15b34a3cdee7a74d5ad17cf820ee

気象庁は16日、東海沖に設置している「東南海ケーブル式常時海底地震観測システム」で障害が発生していると発表した。周辺で地震が起きた場合、緊急地震速報の発表が最大で13秒遅れる可能性がある。津波警報の発表や地震情報の発表にかかる時間には影響はないとしている。

気象庁によると、システムは地震計と水圧計の観測機器を211キロの海底ケーブルでつないだもので、地震や津波のデータを取得している。障害により16日未明から、8カ所ある観測点全てからデータが取得できなくなっているという。観測機器に何らかの原因で電力が供給できなくなっているとみられる。原因を調べているが、復旧の見通しは立っていない。

同じシステムでは今年8月に、8カ所のうち西端にある地震計1カ所に異常があることが判明。一時、緊急地震速報の発表が13秒遅れる恐れがあった。ほかの地震計が正常と確認され、遅れの恐れは3秒に縮まった。この1カ所については夏以降、復旧していない。今回の障害とは関連がないとみられるという。

[福島原発事故]

・除染土再生利用の実証事業 環境省が住民説明会 埼玉 所沢

＜NHK　2022年12月17日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/saitama/20221217/1100015718.html

福島県内の除染で出た土の再生利用に向けて埼玉県所沢市で計画されている環境省の実証事業について、１６日夜、住民を対象にした説明会が開かれました。

東京電力・福島第一原子力発電所の事故のあと中間貯蔵施設に運び込まれた福島県内の除染で出た土について、国は、放射性物質の濃度が基準を下回れば公共工事などで再生利用する方針で、所沢市にある国の施設「環境調査研修所」で実証事業を実施する計画を今月、明らかにしました。

１６日夜は、研修所周辺の住民およそ５０人が参加して初めての説明会が開かれ、環境省の担当者が「福島県外でも実証事業を行うことで安全性を確認したいので理解をお願いしたい」と述べました。
実証事業では、研修所の広場に深さ１メートルほどの穴を掘ってシートを敷いた上に除染で出た土を入れ、上から別の土を５０センチの厚さで覆い芝生を植えるということです。
搬入や工事の際は土が飛散しないよう囲いなどを設け、浸透した雨水は貯水槽に集めて安全性を確認するほか、周辺の放射線量などを調べて公表するとしています。
環境省の担当者は、今後のスケジュールは未定だとしたうえで「追加の説明会を含め、所沢市と相談して地域の理解を得たうえで進めていきたい」と話していました。
説明会には、事前に申し込みをした周辺の住民およそ５０人が参加しました。
このうち３０代の女性は「うちには小さい子どもがいるしここで事業を行うことは納得できず、賛成できません。持ってくる土の量が多いと思いましたし、何が起きるかわからないので心配です」と話していました。
また、７０代の男性は「説明を聞いても、本当に安全かどうか、風評被害によって地域の評判が落ちることはないのか心配で納得できませんでした」と話していました。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F_MfEbRpefRwTg6FY
・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 12 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29876.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年 12 月 18 日版）
＜厚生労働省　2022 年 12 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29875.html
----
◇*マスコミ報道　見出し*
・司法修習生 64 人が新型コロナ感染 40 人規模の食事会も
＜NHK　2022 年 12 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221216/k10013924771000.html
最高裁判所は現在、研修所で学んでいる司法修習生のうち 64 人が 14 日までの 6 日間に新型コロナウイルスに感染していることが判明したと発表しました。感染した人の多くは修習生どうしの食事会に参加していて、中には 40 人規模のものもあったということです。
最高裁判所によりますと先月 30 日から埼玉県和光市の司法研修所で修習を受けている司法修習生およそ 1400 人のうち 64 人の感染が 14 日までの 6 日間に確認されました。
陽性と判明した人の多数が修習生どうしで開いた食事会に参加していて、中には 40 人規模のものもあり、多くは飲酒を伴っていたということです。
64 人はいずれも軽症または無症状で、一部のクラスで 2 日間、講義がオンラインに切り替えられましたが修習に大きな影響は出ていないとしています。
司法研修所の中山孝雄 所長は「会食は私的なものであったとはいえ、陽性者が多く生じたことは残念だ。すでに修習生に対しては参加者の多い会食を自粛するよう指導しており、引き続き必要な感染防止措置を講じるよう指導していく」とコメントしています。

[対策・予防]
◇省庁発表
・保健・医療提供体制確保計画
＜厚生労働省　2022年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00062.html
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2022年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 12 月 16 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種後健康状況調査について更新しました。
＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei.html
・オミクロン株対応２価ワクチンの追加接種後の健康状況調査
＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa_bivalent.html
・新型コロナワクチンの追加接種（４回目接種）後の健康状況調査
＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa_fourth-dose.html
・新型コロナワクチンの追加接種（３回目接種）後の健康状況調査
＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa_booster.html
・新型コロナワクチンの初回接種後の健康状況調査
＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa.html
・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について
＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html

・オミクロン株対応ワクチン 発症防ぐ効果 71％
＜NHK　2022 年 12 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221217/k10013925701000.html
オミクロン株に対応したワクチンの効果を国立感染症研究所などが分析した結果、ワクチンの発症を防ぐ効果は71％だったことがわかりました。
研究グループは発症を予防する高い効果が示されたとしたうえで、今後、どのくらいの期間効果が持続するのかについても調べることにしています。
国立感染症研究所などはオミクロン株の「BA.5」が感染の主流となっていたことし 9 月から 11 月にかけて、関東地方の 10 の医療機関で新型コロナウイルスの検査を受けた 16 歳以上のおよそ 4000 人を対象に、検査で陽性だった人と、陰性だった人のワクチンの接種歴を比較してオミクロン株に対応したワクチンの効果を分析しました。
その結果、従来型のワクチンを 2 回以上接種したうえでオミクロン株対応ワクチンを追加接種した人での発症を防ぐ効果は 71％でした。
ワクチンの種類ごとに分析した場合、
▽「BA.1」対応のワクチンを追加接種した人では 73％、
▽「BA.4」と「BA.5」に対応したワクチンを追加接種した人では 69％だったということです。
研究グループは、「BA.1」対応ワクチンと「BA.4」「BA.5」対応ワクチンとでは有効性に大きな差はなく、オミクロン株対応のワクチンには発症を予防する高い効果が示されたとしたうえで、今後、どのくらいの期間効果が持続するのかについても調べることにしています。
****

[3] 危険ドラッグの成分５物質を新たに指定薬物に指定

～指定薬物等を定める省令を公布しました～

＜厚生労働省　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=DekHRtoRGhZtDqqfY

厚生労働省は、本日付けで危険ドラッグに含まれる別紙の５物質を新たに「指定薬物」（※１）として指定する省令（※２）を公布し、令和４年 12 月 26 日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された５物質は、昨日（12 月 15 日）の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※３）を行うこととなります。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

なお、これらの物質は、輸入時に新たに発見された物質や海外で流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。

また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。

危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

※１　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：３年以下の懲役または 300 万円以下の罰金。業としての場合は５年以下の懲役または 500 万円以下の罰金）。

※２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 168 号）

※３　部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

別紙

新たに指定された指定薬物の名称

［物質１］　省令名：Ｎ－（１－アミノ－１－オキソ－３－フェニルプロパン－２－イル）－１－ブチル－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド
通称等：APP-BINACA、APP-BUTINACA
CAS 番号：

［物質２］　省令名：Ｎ－（１－アミノ－３，３－ジメチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－ヘキシル－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド
通称等：ADB-HEXINACA、ADB-HINACA
CAS 番号：

［物質３］　省令名：２－（イソプロピルアミノ）－２－（３－メトキシフェニル）シクロヘキサノン
通称等：Methoxisopropamine、MXiPr
CAS 番号：

［物質４］　省令名：１－（２－ジエチルアミノ）エチル－２－（４－エトキシベンジル）ベンズイミダゾール
通称等：Etazene、Etodesnitazene
CAS 番号：14030-76-3　＊

［物質５］　省令名：Ｎ－メチル－１－（５－メチルチオフェン－２－イル）プロパン－２－アミン
通称等：Mephedrene、5-MMP
CAS番号：1340105-79-4　＊

＊ ACSES事務局調べ。

****

[4] 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

＜総務省消防庁　2022年12月14日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221214_yobo.pdf

消防庁は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和４年 12 月 15 日から令和５年１月 18 日までの間、意見を公募します。

1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）、消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第８号）及び消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）を改正するものです。概要については、［別紙２］をご覧ください。

（１） 火災予防分野の各種手続に係る様式について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行うもの。

（２） 電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、消防法令上の「変電設備」として扱われている全出力 200kW を超える急速充電設備についても、消防法令上の「急速充電設備」として扱うこととするもの。

（３） 分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。）により構成されるものをいう。）にあっては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととするほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととするもの。

2 意見公募対象及び意見公募要領

○ 意見公募対象

・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）［別紙３］

・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）［別紙４］

・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）［別紙５］

○ 意見公募要領の詳細については、［別紙１］を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和５年１月 18 日（水）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。

別紙２

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について

令和４年 12 月

消防庁予防課

１ 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）について

（１） 消防法施行規則の一部改正について

【改正内容】

令和３年度に開催した「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、電子申請等を推進するに当たっての今後の検討事項として「手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討する」こととされたことを踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）に定める火災予防分野の各種手続に係る様式※について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

※ 改正する様式一覧（合計 11 様式）

①消防計画作成（変更）届出書、②防火・防災管理者選任（解任）届出書、③全体についての消防計画作成（変更）届出書、④統括防火・防災管理者選任（解任）届出書、⑤防火対象物点検報告特例認定申請書、⑥管理権原者変更届出書（防火管理）、⑦自衛消防組織設置（変更）届出書、⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、⑨工事整備対象設備等着工届出書、⑩防災管理点検報告特例認定申請書、⑪管理権原者変更届出書（防災管理）

【施行期日】

令和５年４月１日

【経過措置】

令和６年３月 31 日までの間は、この省令による改正前の様式を使用することができることとする。

（２） 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について

【改正内容】

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法令上、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）第２条第１号に規定する対象火気設備等に該当しており、対象火気省令に従い制定される市町村条例で所要の規制が設けられている。

現行の対象火気省令では、「急速充電設備」は、全出力 20kW 超 200kW 以下のものと定めているが、「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）において、急速充電設備に係る消防法令上の対象火気設備規制における取扱いの見直し等※を行い必要な措置を講ずることとされた。

これを踏まえ、「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険性の観点から必要な検討を行った結果、現在「変電設備」として扱われている全出力 200kW を超える急速充電設備についても、対象火気省令上の「急速充電設備」として扱うこととした。また、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。）にあっては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととしたほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととした。今回、これらについて、所要の規定の整備を行うものである。

※「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）（抄）

消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が 200ｋＷを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」扱いとなる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクターやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

【施行期日】

令和５年 10 月１日

【経過措置】

施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の対象火気省令第３条 20 号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとする。

２ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第８号）に定める「防火対象物点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

【施行期日】

令和５年４月１日

【経過措置】

令和６年３月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することができることとする。

３ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）に定める「防災管理点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

【施行期日】

令和５年４月１日

【経過措置】

令和６年３月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することができることとする。

****

[5] <u>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 26 号）</u>

［官報］ 令和４年 12 月 16 日　本紙　第 880 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221216/20221216h00880/20221216h008800002f.html

○環境省令第 26 号

港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行に伴い、及び土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第一項第一号ロの規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年 12 月 16 日　　環境大臣臨時代理　国務大臣　　小倉　將信

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（法第十二条第一項第一号ロの環境省令で定める要件） **第四十九条の五**　（略） 一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業専用地域（港湾法<u>第三十九条第一項</u>の規定により指定された分区であって、同	（法第十二条第一項第一号ロの環境省令で定める要件） **第四十九条の五**　（略） 一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業専用地域（港湾法<u>第三十九条第一項</u>の規定により指定された分区であって、同

法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の条例により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（わ）項に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域以外の区域を除く。）又は港湾法第三十九条第一項第三号の工業港区（都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域である区域を除く。）であって港湾法第四十条第一項の条例により建築基準法別表第二（わ）項に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域（以下「工業専用地域等」という。）であること。	法第四十条第一項の条例により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（わ）に掲げる建築物を建設することができることが定められている区域を除く。）又は港湾法第三十九条第三号の工業港区（都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域である区域を除く。）であって、同法第四十条の条例により建築基準法第四十八条第十三項に定める同法別表第二（わ）に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域（以下「工業専用地域等」という。）であること。
二　（略）	二　（略）

附　則

この省令は、港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日から施行する。

****

[6] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第361号）

［官報］　令和4年12月16日　本紙　第880号 5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221216/20221216h00880/20221216h008800005f.html

○厚生労働省告示第361号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十二月十九日から適用する。

令和4年12月16日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～二百二　　（略） 二百三　　（略） 二百四　フルニソリド 二百五　　（略） 二百六～二百六十八　　（略） （略）	別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～二百二　　（略） 二百三　フルオシノロンアセトニド （新設） 二百四　プレドニゾロン 二百五～二百六十七　　（略） （略）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第362号）

［官報］　令和4年12月16日　本紙　第880号　6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221216/20221216h00880/20221216h008800006f.html

○厚生労働省告示第362号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十二月十九日から適用する。

令和４年12月16日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
無機薬品及び有機薬品 一～三十七　　（略） 三十八　　（略） 三十九　フルニソリド 四十　（略） 四十一～五十四　　（略）	無機薬品及び有機薬品 一～三十十七　　（略） 三十八　フルオシノロンアセトニド（新設） 三十九　プレドニソロン 四十～五十三　　（略）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第363号）

［官報］　令和４年12月16日　本紙　第880号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221216/20221216h00880/20221216h008800006f.html

○厚生労働省告示第363号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十二月十九日から適用する。

令和４年12月16日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

別表

一般名	適用日
（削る）	（削る）
フルニソリド	令和四年十二月十九日
（略）	（略）

改　正　前

別表

一般名	適用日
フェキソフェナジン　（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	令和三年十一月九日
フルニソリド	令和三年十二月十九日
（略）	（略）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第168号）

［官報］　令和４年12月16日　特別号外　第106号　1～2頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221216/20221216t00106/20221216t001060001f.html

○厚生労働省令第168号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次

のように定める。

令和４年12月16日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～二十四 二十五　（略） 二十六　Ｎ－（１－アミノ－１－オキソ－３－フェニルプロパン－二－イル）－１－ブチル－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類 二十七　（略） 二十八～三十二　（略） 三十三　（略） 三十四　Ｎ－（１－アミノ－３・３－ジメチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－ヘキシル－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類 三十五　（略） 三十六～四十二　（略） 四十三　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～二十四 二十五　Ｎ－（１－アミノ－１－オキソ－３－フェニルプロパン－２－イル）－１－（シクロヘキシルメチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類 （新設） 二十六　Ｎ－（１－アミノ－１－オキソ－３－フェニルプロパン－２－イル）－１－（４－フルオロベンジル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類 二十七～三十一　（略） 三十二　Ｎ－（１－アミノ－３・３－ジメチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド及びその塩類 （新設） 三十三　Ｎ－（１－アミノ－３・３－ジメチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－ペンチル－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類 三十四～四十　（略） 四十一　７－アリル－Ｎ・Ｎ－ジエチル－４・６・６ａ・７・８・９－ヘキサヒドロインドロ［４・３－ｆｇ］キノリン－９－カルボキサミド及びその塩類

四十四　２－（イソプロピルアミノ）－２－（３－メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類	（新設）
四十五　（略）	四十二　１－（４－イソプロピルスルファニル－２・５－ジメトキシフェニル）プロパン－２－アミン及びその塩類
四十六～百三　（略）	四十三～百　（略）
百四　（略）	百一　Ｎ・Ｎ－ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
百五　１－（２－ジエチルアミノ）エチル－２－（４－エトキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
百六　（略）	百二　１－（２－ジエチルアミノ）エチル－５－ニトロ－２－（４－プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類
百七～二百七十四　（略）	百三～二百七十　（略）
二百七十五　（略）	二百七十一　メチル＝２－［１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－ピロロ［２・３－ｂ］ピリジン－３－カルボキサミド］－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類
二百七十六　Ｎ－メチル－１－（５－メチルチオフェン－２－イル）プロパン－２－アミン及びその塩類	（新設）
二百七十七　（略）	二百七十二　３－メチル－２－（４－メチルフェニル）モルフォリン及びその塩類
二百七十八～三百二十　（略）	二百七十三～三百十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

◇令和５年度薬価改定について

＜厚生労働省　2022年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107575_00003.html

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇**アレルギー食品表示の義務化　「くるみ」を新たに追加へ**

＜NHK　2022 年 12 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221217/k10013925561000.html

アレルギーを引き起こすおそれのある食品の表示の義務化に、新たに「くるみ」を追加する案が国の消費者委員会で了承され、2025 年の 4 月から表示が義務づけられることになりました。

国の食品表示制度ではアレルギーを引き起こすおそれがある食品について、現在、タマゴや小麦など 7 品目で表示が義務づけられているほか、くるみやサバなど 21 品目はできるだけ表示することが求められています。

消費者庁はアレルギーの症例に関する実態調査の結果から、くるみによる報告数が増加していることなどを受けて、くるみの表示を義務化した食品表示基準の改正案を示し、国の消費者委員会で審議が行われていました。

改正案は今月 13 日に委員会の了承を得たということで、アレルギーを引き起こすおそれのある食品の表示義務に、新たに「くるみ」が追加されることが決まりました。

消費者庁は今年度内に基準の改正を行う方針で、経過措置を経たあとの 2025 年 4 月 1 日から、それ以降に製造されたり加工されたりしたものについて「くるみ」を表示することが義務づけられます。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇民間企業の気候変動適応実践プログラム（セミナー編）～「民間企業の気候変動適応ガイド」を活用した適応策の実装～ 開催のお知らせ　　１月 11 日、オンライン開催

＜環境省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00953.html

環境省では、令和４年３月に改訂した「民間企業の気候変動適応ガイドー気候 リスクに備え、勝ち残るためにー」（以下「適応ガイド」）を活用いただくこと を目的に「民間企業の気候変動適応実践プログラム」（セミナー編）をオンライ ン会議形式（Zoom）にて開催します。

概要

近年、大雨や勢力の強い台風による大規模な気象災害が発生し、事業活動に大きな影響を与えています。また、猛暑、渇水などによる健康被害や農作物の不作、取水制限などの影響も増加傾向にあり、今後も気候変動の進行によって影響が拡大していくことが懸念されています。現在及び将来の気候変動影響を将来にわたり回避・軽減する取組を「気候変動適応」と言い、気候変動影響に今から適切に対応することは、企業の持続可能性に関わる課題として認識されています。

環境省では、企業活動に対する気候変動影響やその対応（適応策）についての理解を深め、戦略的に気候変動適応の取組を推進していただけるよう、平成 31 年３月に適応ガイドを作成し公開しました。令和４年３月には、最新の気候変動リスクや、適応に取り組むための考え方や手法に関する情報を充実させるとともに、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言及び事業継続マネジメント（BCM）に取り組む民間企業の参考となるよう、それぞれの取組に応じた解説を盛り込み、適応ガイドの改訂を行いました。

本プログラムは前後編に分かれており、前編にあたるセミナー編では、令和４年３月に改訂した「適応ガイド」を踏まえた、気候変動の影響（物理的リスク）への適応について、気候変動と企業経営に関わる最新の動向や環境省の取組、企業による物理的リスクへの対応事例を紹介するほか、民間企業の実務者によるディスカッションを通じて、企業が気候変動適応を進めるにあたっての課題や取り組むことで得られるメリットなどについて議論します。

また、令和５年２月中旬には、プログラムの後編として、これから気候変動適応の取組を始めようとお考えの企業・団体を対象に、気候変動適応の基礎的知識から応用まで体験を通してご理解いただけるようワークショップを実施する予定です。（詳細は後日発表）

※『民間企業の気候変動適応ガイド改訂版』は、気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）よりダウンロードいただけます。　　https://adaptation-platform.nies.go.jp/private_sector/guide/index.html

プログラム及び参加申込方法　　https://biz.kkc.co.jp/eventsdetail/20221212/

◇CO2減らすコンクリート、開発競うゼネコン　3Dプリンターに応用

＜朝日新聞　2022年12月18日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDJ62ZXQDHULFA024.html

カーボンニュートラル（脱炭素）の実現に向け、二酸化炭素（CO2）を吸収するコンクリートの活用法が広がっている。コンクリートを製造する際の排出量を減らすだけでなく、実質的にゼロ以下にする「カーボンマイナス」のものもある。3Dプリンターと合わせて複雑な造形物をつくる技術も開発され、使い道が広がると期待されている。

こうしたコンクリートは「環境配慮型コンクリート」と呼ばれる。原料のセメントの代わりに、製鉄所の副産物である高炉スラグを使うことで、排出量を約8割減らせるという。

さらに空気中のCO2を吸収した炭酸カルシウムを混ぜるなどして、一般的なコンクリートをつくる際の排出量を上回る量を削減・固定できる製品もでてきた。強度は保てるという。

建材で大量に使われるだけに、ゼネコン各社が開発を進めている。

大成建設ではこれまで、社内施設の路面舗装や壁部材に使ってきたが、3Dプリンターと組み合わせることで複雑な造形を実現した。曲線が多い高さ1・2メートルの背もたれを含む長さ2メートルほどのベンチをつくり、今年度中にグループ会社の工場に置く予定だ。

コンピューターで描いた図面をもとに1センチの層を絞り出して積み上げてつくる。型枠が要らないため、人件費などのコストや工期の削減につながる。今後は建物の壁面や橋脚などに使うことをめざしている。

鹿島はCO2の削減・固定量…

****

[9] ***環境安全関係***

◇（仮称）岩手大船渡陸前高田風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00949.html

---

◇（仮称）白石小原陸上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00943.html

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇令和４年度脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、「地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業」の採択案件について

＜環境省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00948.html

---

[調査結果]

◇国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の就職状況等を 調査しました（令和4年3月卒業者及び修了者）

＜文部科学省　2022年12月16日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn2adaevljx1cbX

文部科学省では,小・中・高等学校等の教員養成を目的とする国立の教員養成大学・学部の教員養成課程を卒業した者及び国私立の教職大学院を修了した者を対象として,同年9月末現在の就職状況について,毎年度,調査を行っています。

このたび,令和4年3月に卒業及び修了した者についての就職状況を以下のとおり取りまとめました。

調査内容

（１）調査対象：国立の教員養成大学・学部（44大学）
　　国私立の教職大学院（54大学）

（２）調査項目：教員養成学部等及び教職大学院における教員就職状況等について
　　（令和4年9月30日時点）

（３）調査手法：文部科学省による定例調査

調査結果概要

【 国立の教員養成大学・学部 】

全体の教員就職率（卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数とした場合）は66.9％で,前年度の65.2％から増加

・卒業者数は11,405人で,前年度に比較して43人減少
・教員就職者数は6,851人で,前年度に比較して99人増加
・大学院等への進学者数と保育士への就職者数の合計は 1,157人で,前年度に比較して69人増加

【 国私立の教職大学院 】

全体の教員就職率は92.3％で,前年度の91.0％から1.3ポイント増加

・現職教員学生を除く修了者数は969人で,前年度に比較して143人増加
・現職教員学生を除く修了者数のうち,教員就職者数は894人で,前年度に比較して142人増加

今回の調査結果に係る分析

【 国立の教員養成大学・学部卒業者について 】

令和4年3月卒業者の教員就職率は,2年続けて増加しました。（参考1）

令和4年3月卒業者における教員就職率の増加は,前年より大幅に教員就職率が向上した大学・学部があったためと考えられます。（資料1）

教員就職率が増加した大学・学部においては,

・面接や集団討論の実施等の教員志望が高い学生を入学させる入試改革,
・教育委員会との連携したボランティアや学校体験等の取組,
・現職教員との交流や実務経験のある教員等による採用試験のサポート
といった取組を実施していました。

【 国私立の教職大学院修了者について 】

修士課程からの移行による入学定員・修了者数の増加もあり,教員就職者数も増加しています。(参考3)
教員就職率は9割を超える高い水準を維持しています。
入学者選抜において教師としての資質･能力を確認する取組や,修了生に対して,勤務校と連携した指導助言等のフォローアップを行うなど,
入口から出口までを見通した取組が教員就職率の高水準に寄与していると考えられます。
なお,教職大学院には,教育行政職を対象としたコース等もあり,当該コース修了者は教師にならないため教員就職率は100%にはならない状況があります。

今後の対応

教員就職率については,直近10年程度減少し続けていたところ,令和3年度以降は,増加傾向に転じました。
一方,昨今の教員採用試験の倍率低下や「教師不足」の状況を受け,国立の教員養成大学・学部への期待は非常に高まっています。
我が国の教員養成の中心的役割を果たすべき国立の教員養成大学・学部においては,引き続きその使命や目標に照らし教員養成に取組むとともに,
成果が得られている大学を参考にする等,更なる教員養成の取組が求められます。
文部科学省としては,中央教育審議会 「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会」での議論を踏まえ,
各大学に対し,地域の教育委員会とも密接に連携を図りつつ,学生や卒業生に対するアンケートも有効に活用しながら,
･教職志望の高い学生の入学を促進する観点から,高校生向け教職講座の実施や総合型選抜及び学校推薦型選抜の活用及び地域枠の適切な設定を行うこと。
・教職志望を維持･向上させる観点から,大学での学びと連動した学校体験活動の充実や各地域の教員採用ニーズに応じたカリキュラムの展開を行うこと。
・事前事後指導も含めた教育実習・学校体験活動等の学校現場実習に係る指導・支援体制の充実を行うこと。
等,入学前・入学後の学修や就職対応等のそれぞれの段階において,教員就職率の向上を図る取組の積極的な展開を促進していきます。
また,教員養成フラッグシップ大学による先導的な取組の成果を踏まえ,教員養成大学・学部,教職大学院における教員養成の高度化・機能化を推進していきます。

◇令和４年労働組合基礎調査の概況
＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/22/index.html

---

[統計資料]
◇薬事工業生産動態統計令和4年9月分月報について
＜厚生労働省　2022年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2022/09/geppou.html

****

[11] *その他省庁発表*
◇大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）
＜文部科学省　2022 年 12 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnzadaecHuVifbK

３文科高第 1585 号
令和４年３月 22 日

各国公私立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
各国公立高等専門学校長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長　　殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省高等教育局長
増子　宏

大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度，別添１のとおり「大学院設置基準等の一部を改正する省令」（令和４年文部科学省令第６号）（以下「改正省令」という。）が，令和４年３月 22 日に公布され，同日から施行されることとなりました。

今回の改正は,「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会）において，大学が多様な学生を受け入れるためにリカレント教育を推進すること及び大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにすることなどが提言されたことなどを踏まえ，リカレント教育の推進や，大学院における高度な専門教育に関し，より多くの人がアクセスしやすい取組の促進に向け，「大学院（専門職大学院を含む。）が実施する履修証明プログラムについて，当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合，当該履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とする」ものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので，十分御了知いただき，その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第１　改正の概要

1．大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の一部改正

(1) 大学院における履修証明プログラムへの単位授与

大学院は，大学院の定めるところにより，当該大学院の学生以外の者で学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。いわゆる「履修証明プログラム」のこと。）を履修する者（以下「特別の課程履修生」という。）に対し，単位を与えることができることとすること。

(2) その他

その他の所要の規定を整備することとすること。

2．専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）の一部改正

(1) 専門職大学院における履修証明プログラムへの単位授与

専門職大学院は，専門職大学院の定めるところにより，当該専門職大学院の特別の課程履修生に対し，単位を与えることができることとすること。

(2) その他

その他の所要の規定を整備することとすること。

第２　留意事項

1．大学院における特別の課程への単位授与について

(1) 今般の改正は，大学院が実施する特別の課程について，当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると

認める場合において，単位授与を可能とするものであること。また，特別の課程について単位授与する場合は，当該特別の課程の履修資格を有する者が，大学院入学資格を有する（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる）者であるものに限ること。

(2) 大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が当該大学院に入学する前に特別の課程の履修により修得した単位を，15 単位を超えない範囲で，当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

(3) 大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が当該大学院に入学した後に行う，特別の課程（当該特別の課程の履修資格を有する者が，大学院入学資格を有する者であるものに限る。）における学修を，当該大学院における授業科目の履修とみなし，15 単位を超えない範囲で，当該大学院の定めるところにより単位を与えることができること。

(4) 大学院が第 2 の 1(2)及び(3)により当該大学院における授業科目の履修とみなし与えることができる単位数は，合わせて 20 単位を超えないこととすること。

(5) 大学院は，履修証明プログラムの内容・水準，学修成果の評価方法，履修時間等を勘案して，単位授与の際の目安をあらかじめ設定すること。また，単位を授与する大学院が特別の課程履修生に対して単位を与える場合には，当該大学院は，当該特別の課程が，大学院教育に相当する水準を有するものであることを確認する必要があり，その際，特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表するべき事項とされているものについて，当該特別の課程を編成する大学院に確認することが考えられること。

2. 専門職大学院における特別の課程への単位授与について

(1) 第 2 の 1 (1) に同じ。

(2) 専門職大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が当該専門職大学院に入学した後に行う，特別の課程（当該特別の課程の履修資格を有する者が，大学院入学資格を有する者であるものに限る。）における学修を，当該専門職大学院における授業科目の履修とみなし，所定の単位数を超えない範囲で，専門職大学院の定めるところにより単位を与えることができること。

・法科大学院・教職大学院以外の場合
当該専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1

・法科大学院の場合
30 単位（ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。）

・教職大学院の場合
当該教職大学院が修了要件として定める 45 単位以上の単位数の 2 分の 1

(3) 専門職大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が当該専門職大学院に入学する前に特別の課程の履修により修得した単位を，第 2 の 2 (2) により専門職大学院が授与する単位と合わせて所定の単位数を超えない範囲で，当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

・法科大学院・教職大学院以外の場合
当該専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1

・法科大学院の場合
30 単位（第 2 の 2 (2) により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）

・教職大学院の場合
当該教職大学院が修了要件として定める 45 単位以上の単位数の 2 分の 1

(4) 第 2 の 1 (5) に同じ。

3. これらを踏まえ，「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和元年 8 月 13 日付け文部科学省高等教育局長通知（元文科高第 328 号）の別添 4「大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について」を改正し，本通知の別添 2 としたこと。

大学院設置基準等の一部を改正する省令の施行について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_koutou02-000026447_1.pdf

【別添 1】大学院設置基準等の一部を改正する省令
https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_koutou02-000026447_2.pdf
【別添 2】大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について（令和 4 年 3 月 22 日改正）
https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_koutou02-000026447_3.pdf
【別添 3】履修証明書の様式例
https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_koutou02-000026447_4.pdf
【別添 4】大学院設置基準等の一部を改正する省令について（概要）
https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_koutou02-000026447_5.pdf

---

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第 2 号）

［官報］ 令和 4 年 12 月 16 日　本紙　第 880 号　2 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221216/20221216h00880/20221216h008800002f.html

○農林水産省　国土交通省令第２号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第三項第四号（同法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 4 年 12 月 16 日　　農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定） **第六十九条**　法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。 一・二　（略） 三　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）<u>第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の二十七の項において同じ。）</u> 四・五　（略） 六　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）<u>第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二十二及び第百七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の二十八の項において同じ。</u> 七～十一　（略）	（畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定） **第六十九条**　法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。 一・二　（略） 三　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）<u>第四十条第一項</u> 四・五　（略） 六　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）<u>第二十</u> 七～十一　（略）

十二　都市計画法第五十三条第一項（都市再生特別措置法第三十六条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の三十二の項において同じ。）及び都市計画法第五十三条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項	十二　都市計画法第五十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項
十三～十六　（略）	十三～十六　（略）

附　則

この省令は、港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日（令和四年十二月十六日）から施行する。

◇令和4年度教職大学院入学者選抜実施状況の概要

＜文部科学省　2022年12月16日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn2adaevljx1cbY

◇人事院規則２１－０（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則（人事院規則２１－０－１１）

［官報］　令和４年12月16日　号外　第270号　13～15頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221216/20221216g00270/20221216g002700013f.html

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・肥料・飼料等専門調査会（第183回）の開催について（非公開）【12月22日開催】

＜内閣府　2022年12月15日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_183.html

（１）動物用医薬品（次硝酸ビスマスを有効成分とする牛の乳房注入剤（オルベシール））の食品健康影響評価について

（２）動物用医薬品（マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル））の食品健康影響評価について

（３）その他

・肥料・飼料等専門調査会（第182回）の開催について【12月22日開催】

＜内閣府　2022年12月15日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_182.html

（１）動物用医薬品・飼料添加物（エトパベート）の食品健康影響評価について

（２）暫定基準成分のうちサルファ薬の取扱方針について

（３）その他

・汚染物質等専門調査会（第９回）の開催について【12月23日開催】

＜内閣府　2022年12月15日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/osen_tou/annai/osen_annai_9.html

（１）カドミウムの食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会（第883回）の開催について【12月20日開催】

＜内閣府　2022年12月15日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai883.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬　３品目

シフルフェナミド

チオジカルブ及びメソミル

プロチオコナゾール

・農薬及び動物用医薬品　３品目

イミダクロプリド

クロチアニジン

ピペロニルブトキシド

・動物用医薬品　１品目

プラレトリン

・農薬　７品目

1,3-ジクロロプロペン

アセタミプリド

イソチアニル

イミダクロプリド

クロチアニジン

ジノテフラン

チアメトキサム

・動物用医薬品　１品目

クロチアニジンと d･d-T80-プラレトリンを有効成分とする畜舎噴霧剤（ヌーベルショット、トリプルアクセル）

（２）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について　（第２７回：令和４年９月３０日時点）

（３）その他

・「『福島、その先の環境へ。』対話フォーラム」の開催について　　1 月 21 日

＜厚生労働省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00942.html

・中央環境審議会循環型社会部会（第 44 回）の開催について　　12 月 23 日

＜厚生労働省　2022 年 12 月 15 日＞https://www.env.go.jp/press/111170_00002.html

（１）　次期廃棄物処理施設整備計画について

（２）　「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更について

（３）　その他（報告事項）

・第 26 回汚染水処理対策委員会　　12 月 21 日

＜経済産業省　2022 年 12 月 15 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48739

1. 汚染水発生量の更なる低減に向けた整理の検討状況
2. 汚染水対策の現況と今後について（東京電力）
3. 汚染水発生量の更なる低減に向けた取組の具体化（案）

・防災科学技術委員会（第 57 回）の開催について　　12 月 22 日

http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnzadaecHuVifbH

1. 分野別研究開発プログラムについて
2. 研究開発課題の進捗状況について
3. その他

・「第３回　産業保健のあり方に関する検討会」を開催します　　12月23日

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29659.html

（１）外部機関による産業保健サービス提供に関するヒアリング

（２）今後の産業保健のあり方について

（３）その他

・「2050 年カーボンニュートラルに向けた若手有識者研究会」を設置し、第１回研究会を開催します

12 月 19 日

＜経済産業省　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221215008/20221215008.html

・質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会（第１回）の開催について【WEB 開催】　　12 月 20 日

＜文部科学省　2022 年 12 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnzadaecHuVifbG
1. 調査研究会の運営について
2. 質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等の現状
3. 委員からの発表
4. その他
・核融合科学技術委員会 原型炉開発総合戦略タスクフォース（第28回）　議事録　　10月28日
＜文部科学省　2022年12月15日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn2adaevljx1cbM
(1) 原型炉開発に向けたアクションプランの見直しの検討について
(2) 第2回中間チェックアンドレビューの見直しの検討について
(3) 原型炉研究開発ロードマップの更新の検討について
(4) 令和5年度原型炉開発共同研究の公募テーマについて（非公開）
・科学技術・学術審議会（第69回）の開催について　　12月23日
＜文部科学省　2022年12月16日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn2adaevljx1cbP
1. 各分科会等の報告等について
2. 最近の科学技術・学術の動向について
3. その他
・量子科学技術委員会　量子ビーム利用推進小委員会（第9期～）（第47回）の開催について　　12月27日
＜文部科学省　2022年12月16日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn2adaevljx1cbT
1. 大型放射光施設(SPring-8)及びＸ線自由電子レーザー施設(SACLA)の中間評価 フォローアップ
2. 大強度陽子加速器施設（J-PARC）中間評価フォローアップ
3. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第 106 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料　　12 月 16 日
＜厚生労働省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_8QVmzzoMtLR42JY
（１）労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱等について（諮問）
（２）労働保険徴収法第 12 条第 3 項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会について（報告）
（３）令和４年度第２回社会復帰促進等事業に関する検討会について（報告）
（４）労働保険関連手続及び労災保険特別加入関連手続に係る電子申請の状況について（報告）
（５）その他
・第 34 回ハンセン病元患者家族補償金認定審査会　　１２月２７日
＜厚生労働省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5d7ddANHZAUKnbhY
（１）請求事案の審査（非公開）
（２）その他（非公開）
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料（オンライン会議）　　12 月 16 日
＜厚生労働省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t10_sRTJ2VTQ7rAlY
（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について
・動物用医薬品 ジミナゼン
・農薬及び動物用医薬品 イソプロチオラン
・農薬 イプロジオン
・農薬 パラコート
・農薬 ピリダクロメチル
・農薬 メトブロムロン
・動物用医薬品の暫定基準見直し
（２）その他

・「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について　　12 月 15 日
＜農林水産省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221215_3.html
・研究開発基盤部会（第 16 回）配布資料　　12 月 15 日
＜文部科学省　2022 年 12 月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnzadaecHuVifbI
1. コアファシリティ構築支援プログラム中間評価の評価案（非公開）
2. その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　12月16日
＜厚生労働省　2022年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（２）その他
・第 106 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料　　12 月 16 日
＜厚生労働省　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29845.html
（１）労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱等について（諮問）
（２）労働保険徴収法第 12 条第 3 項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会について（報告）
（３）令和４年度第２回社会復帰促進等事業に関する検討会について（報告）
（４）労働保険関連手続及び労災保険特別加入関連手続に係る電子申請の状況について（報告）
（５）その他
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会（第14回）配布資料　　12月13日
＜文部科学省　2022年12月16日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn2adaevljx1cbL
1. 原子力人材、原子力イノベーションを取り巻く最近の状況について
2. 我が国の試験研究炉の今後の取組の方向性について
3. その他
・私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議（第7回）　配付資料
　　書面開催（書面審査期間： 12月1～9日）
＜文部科学省　2022年12月16日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agn2adaevljx1cb0
1. 厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況についての評価について
2. （報告）私学共済関係の手続の電子化に係る検討について
3. （報告）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を 改正する法律案について
4. （報告）マイナンバーカードの健康保険証利用について

****

[13] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 613 号　2022 年 12 月 14 日　から＞

〇国際

・Occupational Biomonitoring
＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年 12 月 5 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/occupational-biomonitoring.htm
標記に関するガイダンスが公開された。
〇Guidance Document on Occupational Biomonitoring
・Series on Risk Management - Publications by number
＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年 12 月 5 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/risk-management/series-on-risk-management-publications-by-number.htm
リスク管理に関する文書が公開された。
〇No. 75 Valuing the Impacts of Chemicals on Environmental Endpoints: A Scoping Study
・Webinar on the Integrated Approaches to Testing and Assessment conceptsand OECD Case Studies
＜経済協力開発機構(OECD)＞　https://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-assessment/iata/
標記のウェビナーの開催通知が掲載された。開催日は 2022/12/16。
・国連環境計画、「気候と大気浄化の国際パートナーシップ」閣僚級会合を開催（国連／2022.11.15 発表）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 12 月 5 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48581&oversea=1

〇欧州

・Asbestos: Council agrees to improve protection of workers
＜欧州理事会(Council of the European Union)　2022 年 12 月 8 日＞
https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/08/asbestos-council-agrees-to-improve-protection-of-workers/
アスベストのリスクから労働者を保護するための規制強化に関するプレスリリースが掲載された。
・Council and Parliament strike provisional deal to create a sustainable life cycle for batteries
＜欧州理事会(Council of the European Union)　2022 年 12 月 9 日＞
https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/09/council-and-parliament-strike-provisional-deal-to-create-a-sustainable-life-cycle-for-batteries/
バッテリーのライフサイクル全般の規制に関するプレスリリースが掲載された。〇Batteries: deal on new EU rules for design, production and waste treatment（欧州議会）→
https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20221205IPR60614/batteries-deal-on-new-eu-rules-for-design-production-and-waste-treatment
〇Green Deal: EU agrees new law on more sustainable and circular batteries to support EU's energy transition and competitive industry（欧州委員会）→ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7588
・Amendments adopted by the European Parliament on 3 May 2022 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council amending Annexes IV and V to Regulation (EU) 2019/1021 of the European Parliament and of the Council on persistent organic pollutants
＜欧州議会（European Parliament）　2022 年 12 月 6 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022AP0130&qid=1670378483532
欧州議会により採択された標記の POPs 規則の修正案が官報公示された。
・Consolidated text: Directive 2009/48/EC of the European Parliament and of the Council of 18 June 2009 on the safety of toys (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 5 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02009L0048-20221205&qid=1670289044265
玩具安全指令に関する標記の文書が掲載された。
・Commission Implementing Decision (EU) 2022/2378 of 2 December 2022 concerning the extension of the action taken by the Health and Safety Executive of the United Kingdom permitting the making available on the market and use of the biocidal product Biobor JF in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council (notified under document C(2022) 8678)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 6 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022D2378&qid=1670475276903 殺生物性製品 Biobor JF に関する標記の欧州委員会執行決定が官報公示された。
・SCHEER - Opinion open for comments on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the Water Framework Directive" - Dicofol (deadline: 10/01/23)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 6 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-opinion-open-comments-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-water-2022-12-06_en
Dicofol の水枠組み指令に基づく環境品質基準案に関して、SCHEER（Scientific Committee on health, Environmental and Emerging）による意見募集が開始された。期限は 2023/01/10。
・SCHEER - Final Opinion on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the Water Framework Directive" - Ibuprofen

＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 6 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-water-framework-2022-12-06_en
Ibuprofen の水枠組み指令に基づく環境品質基準案に関して、SCHEER による最終意見が掲載された
・Green turtles in remote Azores feeding grounds are ingesting plastic, reveals new study
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 7 日＞
https://environment.ec.europa.eu/news/green-turtles-remote-azores-feeding-grounds-are-ingesting-plastic-reveals-new-study-2022-12-07_en
プラスチックごみがアオウミガメに与える影響に関してニュースが掲載された。
・Improved WEEE data give a better picture of collection and recycling rates
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 7 日＞
https://environment.ec.europa.eu/news/improved-weee-data-give-better-picture-collection-and-recycling-rates-2022-12-07_en
電気電子機器廃棄物(WEEE)の収集やリサイクルに関するニュースが掲載された。
・Commission Implementing Decision (EU) 2022/2386 of 5 December 2022 concerning the extension of the actions permitting the making available on the market and use of the biocidal product Biobor JF in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 7 日＞　https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32022D2386
殺生物性製品 Biobor JF に関する標記の欧州委員会執行決定が官報公示された。
・REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS First 'zero pollution' monitoring and outlook 'Pathways towards cleaner air, water and soil for Europe'
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 8 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2022%3A674%3AFIN&qid=1670552493271
ゼロ汚染に関する標記のレポートが掲載された。
・Zero pollution: 2030 targets within reach but need stronger action
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 8 日＞　https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7552
ゼロ汚染モニタリングと展望レポート、および第 3 次大気浄化展望レポートに関するプレスリリースが掲載された。○委員による声明　→ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_22_7594
・SCHEER - Minutes of the Working Group meeting on Draft Environmental Quality Standards for the Water Framework Directive Priority Substances of 30 November 2022
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 8 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-working-group-meeting-draft-environmental-quality-standards-water-framework-directive-2022-12-08_en
水枠組み指令に基づく優先物質の環境品質基準案に関して、11 月 30 日に開催された SCHEER 作業部会の議事録が掲載された。
・Recommendation for safe and sustainable chemicals published
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 8 日＞
https://research-and-innovation.ec.europa.eu/news/all-research-and-innovation-news/recommendation-safe-and-sustainable-chemicals-published-2022-12-08_en
安全で持続可能な化学物質や材料への代替促進に関する勧告についてニュースが掲載された。
・Regulation (EU) 2022/2400 of the European Parliament and of the Council of 23 November 2022 amending Annexes IV and V to Regulation (EU) 2019/1021 on persistent organic pollutants (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 12 月 9 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R2400&qid=1670807794897
欧州 POPs 規則の改定規則が官報公示された。発効日は 2022/12/29（第 3 条は 2023/06/10）。

・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 12 月 5 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
　2 物質について、CLP 規則に基づく調和分類と表示(CLH)案が公開された。対象物質は、6-iodo-2-propoxy-3-propylquinazolin-4(3H)-one;proquinazid (ISO)、および dinotefuran (ISO); (RS)-1-methyl-2-nitro-3-(tetrahydro-3-furylmethyl)guanidine。意見募集は 2023/02/03 まで。
・ECHA Weekly - 7 December 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 12 月 7 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-235
＜REACH＞
〇Need help with passing the technical completeness check?
ドシエの技術的完全性チェックに関する Web ページの更新について
〇New supporting scientific information on chemical persistence and bioaccumulation
生物蓄積性評価等に関するディスカッションペーパーの公表について
〇New intention to identify a substance of very high concernbis(4-chlorophenyl) sulphone の SVHC 提案の意図について
＜CLP＞
〇New intentions and proposals to harmonise classification and labelling
１物質群の提案書提出について
＜Occupational exposure limits＞
〇Report on welding fumes online
溶接等のプロセスによって生じるヒュームに関するレポートについて
＜Nanomaterials＞
〇New study assesses graphene’s potential impact on health and environment
健康および環境に対するグラフェン等の潜在的な影響の評価について
＜European Commission＞
〇REACH Committee meets in December- agenda available
12 月開催の REACH 委員会について
・Highlights from December RAC and SEAC meetings
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 12 月 08 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/highlights-from-december-2022-rac-and-seac-meetings
クレー射撃用の標的中の PAHs (polycyclic aromatic hydrocarbons) を含む物質の市場投入および使用に関する ECHA の制限提案に対して、社会経済分析委員会 (SEAC) とリスク評価委員会 (RAC) による採択についてニュースが掲載された。→ https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48587&oversea=1
・フィンランド環境研究所、2021 年の自治体の温室効果ガス排出は前年比 3.1%減と発表（フィンランド／2022.11.22 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 12 月 8 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48587&oversea=1
・イギリス自然環境研究会議、同国河川の水質改善に向けたプロジェクトを支援（発表日：2022.11.28）
＜国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34769

〇米国
・Changes to Reporting Requirements for Per- and Polyfluoroalkyl Substances and to Supplier Notifications for Chemicals of Special Concern; Community Right-to-Know Toxic Chemical Release Reporting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 12 月 5 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/05/2022-26022/changes-to-reporting-requirements-for-per

--and-polyfluoroalkyl-substances-and-to-supplier
PFAS を特別懸念化学物質に対する下限閾値（Lower Thresholds for Chemicals of Special Concern）のリストに追加する提案規則が官報公示された。意見募集は 2023/02/03 まで。
〇ニュースリリース
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-rule-enhance-reporting-pfas-data-toxics-release-inventory
〇WTO/TBT 通報文書　→
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1950
・Water Quality Standards Regulatory Revisions To Protect Tribal Reserved Rights
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 12 月 5 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/05/2022-26240/water-quality-standards-regulatory-revisions-to-protect-tribal-reserved-rights
水質浄化法(CWA)の水質基準(WQS)の提案規則が官報公示された。意見募集は 2023/03/06 まで。オンライン公聴会は 2023/01/24、31。
・Availability of Federally-Enforceable State Implementation Plans for All States
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 12 月 5 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/05/2022-26307/availability-of-federally-enforceable-state-implementation-plans-for-all-states
大気浄化法(CAA)に基づく各州の実施計画に関して官報公示された。発効日は 2022/12/05。
・G/TBT/N/USA/1740/Add.1 Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (21-1.5e)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 12 月 6 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1740%2FAdd.1
TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則について WTO/TBT 通報が掲載された。発効日は 2023/01/31。
・G/TBT/N/USA/1949　Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (22-1.5e)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 12 月 6 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1949
TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する提案規則について WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2023/01/03 まで。
・EPA Issues Guidance to States to Reduce Harmful PFAS Pollution
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 12 月 6 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-guidance-states-reduce-harmful-pfas-pollution
National Pollutant Discharge Elimination System（NPDES）に基づく PFAS の制限に関する指針について標記のニュースリリースが掲載された。
・Standards of Performance for New, Reconstructed, and Modified Sources and Emissions Guidelines for Existing Sources: Oil and Natural Gas Sector Climate Review
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 12 月 6 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/06/2022-24675/standards-of-performance-for-new-reconstructed-and-modified-sources-and-emissions-guidelines-for
石油や天然ガス事業による温室効果ガス(GHG)、およびその他の大気汚染物質の削減に向けた補足提案が官報公示された。意見募集は 2023/02/13 まで。
〇ニュースリリース
https://www.epa.gov/newsreleases/registration-open-epa-virtual-public-hearing-epas-supplemental-proposal-cut-methane
〇WTO/TBT 通報文書
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1802%2FAdd.2
・Community Right-to-Know; Adopting 2022 North American Industry Classification
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 12 月 6 日＞

System (NAICS) Codes for Toxics Release Inventory (TRI) Reporting; Correction
https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/06/2022-26393/community-right-to-know-adopting-2022-north-american-industry-classification-system-naics-codes-for
標記の最終規則に関する修正が官報公示された。この修正は2022/12/28から有効。
・Local Government Advisory Committee (LGAC) Meeting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022年12月7日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/07/2022-26563/local-government-advisory-committee-lgac-meeting
標記のバーチャル公開会合の開催通知が官報公示された。開催日は2022/12/16。
・EPA Proposes Rule to Advance Transition to Safer, More Efficient Heating and Cooling Technologies
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022年12月9日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-rule-advance-transition-safer-more-efficient-heating-and-cooling
より安全で効率的な冷暖房技術への移行に向けたhydrofluorocarbons (HFCs)の使用制限に関する提案規則についてニュースが掲載された。意見募集は官報公示から45日間。
・Call for Information on the Integrated Science Assessment for Oxides of Nitrogen-Health Criteria
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022年12月9日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/09/2022-26786/call-for-information-on-the-integrated-science-assessment-for-oxides-of-nitrogen-health-criteria
窒素酸化物に関する統合科学評価書 (ISA) に対する情報提供について官報公示された。期限は2023/02/07。
・Prohibition of Children's Toys and Child Care Articles Containing Specified Phthalates
＜米国消費者製品安全委員会 (US CPSC)　2022年12月5日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/05/2022-25811/prohibition-of-childrens-toys-and-child-care-articles-containing-specified-phthalates
特定のフタル酸エステル類を含む子供の玩具および育児用品の禁止に関して官報公示された。
〇WTO/TBT通報文書
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&countryIds=C840&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F947%2FAdd.
・Collection of Information; Proposed Extension of Approval; Comment Request-Publicly Available Consumer Product Safety Information Database
＜米国消費者製品安全委員会 (US CPSC)　2022年12月8日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/08/2022-26643/collection-of-information-proposed-extension-of-approval-comment-request-publicly-available-consumer
標記のデータベースに関する意見募集が官報公示された。期限は2023/02/06。

〇シンガポール
・Fire Safety (Petroleum & Flammable Materials) (Amendment No. 2) Regulations 2022
＜シンガポール　2022年12月8日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FSGP%2F68
Fire Safety (Petroleum & Flammable Materials) Regulationsに基づき、12の化学物質群をFlammable Materialsとして規制する提案規則がWTO/TBT通報に掲載された。発効日は2023/07/31、意見募集は2023/02/06まで。
****

[13] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*
・令和４年度 今冬のインフルエンザ総合対策について の更新
＜厚生労働省　2022年12月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/index2022.html
・インフルエンザに関する報道発表資料

＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou_00010.html
・インフルエンザの発生状況
＜厚生労働省　2022年12月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou.html
・インフルエンザ患者、じわり増加　岩手流行入り、厚労省集計
＜共同通信　2022 年 12 月 16 日＞　https://nordot.app/976411334890946560
　厚生労働省は 16 日、岩手県で 1 週間に報告されたインフルエンザ患者数が、1 医療機関当たり 1.57 人となり、流行の目安となる 1 人を超えたと発表した。全国では 0.25 人にとどまるが、新型コロナウイルスの流行が深刻化した過去 2 年間の同時期と比較して多くなっており、厚労省はインフルエンザと新型コロナの同時流行への警戒を呼びかけている。
　厚労省は全国約 5 千の医療機関から 5〜11 日までの 1 週間に報告された患者数を集計。1 機関当たりの患者は岩手が最も多く、大阪が 0.65 人、富山が 0.58 人、東京と熊本がそれぞれ 0.50 人と続いた。

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、宮城県仙台市）
＜環境省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00068.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、栃木県大田原市）
＜環境省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00069.html
・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑似患畜、沖縄県金武町）
＜環境省　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/111080_00016.html
・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑似患畜、広島県世羅町）
＜環境省　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/111080_00015.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、栃木県大田原市（野鳥国内 116 例目））
＜環境省　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00071.html
・愛知県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 31 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221215.html
・香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 33 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221215_1.html
・青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221215_2.html
・新潟県阿賀町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 11 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221216.html
・沖縄県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
＜農林水産省　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221216_2.html
・広島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
＜農林水産省　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221216_1.html
・宮城県気仙沼市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内16例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022年12月16日＞ https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221216_3.html
・青森県横浜町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内13例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022年12月16日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221216_4.html
・埼玉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」

の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 12 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221217.html
・鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 12 月 18 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221218.html
---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・白内障の点眼薬に向け有効物質を発見、手術できない途上国で切実
＜朝日新聞　2022 年 12 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDJ7QH7QDFPISC01W.html

現在は手術でしか治せない白内障を治療する効果がある化合物を、福井大学の研究チームが複数発見した。初めての治療用点眼薬の開発につながる成果で、チームの責任者らは「設備がない発展途上国では手術ができず、失明につながっている。点眼薬ができればこうした国に貢献できる」と話している。

白内障は、目の中でカメラのレンズの役割を果たしている水晶体のたんぱく質が崩壊して濁り、視界がかすむなど視力が低下する病気。加齢や糖尿病など様々な要因があり、70 代以上はほぼ全員が発症する。手術で濁りを除去し、人工レンズを入れるほかに治療法が無い。国内の手術数は年間 120 万件を超えるが、手術ができない地域を含めた世界では、失明する原因のワースト 1 となっている。

福井大学大学院工学研究科の沖昌也教授（51）と医学部眼科学の高村佳弘准教授（51）らの共同研究チームは、患者の左右の目で白内障の進行度に違いが出るケースがあることに注目。同じ DNA でも環境や生活習慣の影響でその働きが変化する「エピジェネティクス」が、病気に関係していると考えた。

そこで、ラットの水晶体に白内障を起こし、エピジェネティクスが起きるのを妨げる様々な化合物（阻害剤）を投与して治療効果を検証。3 種類に投与から 2～4 日で白濁が消える効果が認められた。水晶体の細胞は外側で作られて内部へ凝縮していくため、阻害剤の効果で新しい細胞の供給が活発になり、白濁部分を内部へ押し込めて再透明化したとみている。

研究チームは、研究成果の論文 3 本を米科学誌電子版で発表し、一連の技術で国内特許を取得した。今後は効果のあった化合物を使い、病状の初期段階で使う点眼薬の開発を目指す。ただ、点眼薬として薬剤を水晶体へ送るには、角膜を通過させる課題を乗り越える必要があるという。

9 日に会見した沖教授らは「白内障は日本なら 1 日の外科手術で治せるが、発展途上国ではいまだに失明原因の 1 番にあがっている。化合物の治療効果を元に次のステップへ進みたい」と話している。

研究チームは同様の手法で白内障の予防効果がある化合物を見つけ、2017 年に発表している。

◇*その他*

・物価高騰、学生も苦しい　支援団体も寄付減「自助も、共助も限界」
＜朝日新聞　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDG73HYQD9UTFL008.html

物価高騰の影響で、高校生や大学生などの若い世代からも「生活が苦しい」という声が上がっています。親に頼れないなどの事情でアルバイトをしながら暮らしている学生にとっては、数百円単位の値上がりも生計を左右します。こうした若い人たちの現状をどのように見るのか。支援活動に取り組む認定 NPO 法人「D×P（ディーピー）」の今井紀明理事長に聞きました。

先の見えない不安

――物価高騰の影響をどう見ていますか。

高校生から大学生、20 代にも、継続的な食糧支援が必要なケースが増えています。相談内容の「重さ」も、どんどん深刻になっていると感じています。

これまでのような、コロナ禍で緊急事態宣言が出されたときや濃厚接触者で自宅待機になったときなど、「一時的にバイトができなくなって苦しい」という声が多かったころに比べ、物価高騰の影響は先が見通せないということが大きく違います。

記事の後半では、ギリギリの暮らしを強いられる若者の現状についても聞いています。寄付先や相談先も紹介しています。

モノの値段は上がるのに、バイトなどで得られる賃金は上がらないので、実質賃金が下がっています。しかも、いつ改善するのかが見えていません。

「最低限」でも暮らせない若者たち

「最低限の暮らし」をしていても、支出超過の状態になってしまうケースが少なくありません。学生ながらもキャッシングでお金を借りてしまい、借金の返済にも苦しいという声も聞こえるようになりました。

――数百円の値上がりが、若い世代に影響を与えかねないのですね。

若い世代にとっては、数百円単位の値上がりも致命的になります。アルバイトで生計を支えている学生たちや、親を頼れない社会人になりたての世代などは、もともとギリギリの生活を強いられていたことが大きいです。

「１日１食」の若者たち　支援もギリギリに

これまでも、僕たちの活動に…

・大学で食料品配布、学生目線の品ぞろえ好評　国際教養大、有志が立案

＜朝日新聞　2022 年 12 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDG76ZFQD7ULUC01V.html

物価高の影響で暮らしに困る学生たちを支えようと、国際教養大（秋田市）で学生向けの食料品の無料配布があった。企画・立案したのは同じ大学の学生有志たちで、健康や保存を考えた品ぞろえが大好評だった。喜ばれた裏には、学生目線でニーズをくみ取る工夫があった。

7 日、キャンパスにある学生会館の 1 階ホールに、食料品がずらりと並んだ。

ホウレンソウやキャベツ、ダイコン、ニンジン、ネギ。乾燥パスタやパックの米飯もある。希望する学生たちが列を作り、次々に手を伸ばしていった。

溝井康太さん（19）はリンゴやレトルトカレーを袋に入れていた。「学期末で忙しいし、少しお金が足りなかったので、とても助かります」。寮で 12 人の共同生活を送っている。トイレットペーパーや掃除用品といった生活必需品の出費がかさんでいるという。

食料品配布は、もともとは大学側の発案だったが、あえて詳細は決めず、学生ボランティアに任せることにした。9 月に有志を募り、7 人が手を挙げた。

そのとき決まっていたのは、寄付金をもとにした「予算 25 万円」だけ。あとは、学生に任された。

あらかじめ要望を聞いて品ぞろえを決めたのが今回の特徴だ。困窮する学生たちは何を求めているのか。有志の 7 人は、全学生向けにメールで困っていることなどをアンケートした。

すると 7 割が「新鮮な野菜と果物が不足している」と訴えた。2 番目は「不健康な食事」。国際教養大は市街地から離れ、大半の学生が寮や学内のアパートで暮らす。最寄りのショッピングモールに行くにも、バスの本数が少ない。

だから、日ごろ手に入りにくい生鮮食品を多くそろえることにした。地元の農家も協力してくれ、リンゴやネギを提供してくれた。

原則すべての授業を英語で行う国際教養大は、授業の課題の多さも特徴だ。学期末を控え、時間に追われる学生も少なくない。保存がきいて手軽に作れるレトルトのカレーやパスタソース、インスタント麺もラインアップに加えた。

食料品配布は定員 230 人で募集をかけたところ、すぐに埋まった。多めに用意した食品は、定員以外にも先着で配ることにした。

有志の一人、内田光咲さん（22）は今年 6 月までフィンランドに留学していた。現地ではマクドナルド 1 食が日本円にすると 1300 円程度に上がるなど、円安の影響を受けていた。

今回の支援は、大学で学んだ実践的マネジメントやプロジェクト運営が役に立ったと感じる。内田さんは「食生活を見直す機会にしたいと考えていたし、『ありがとう』と言ってもらえてうれしい」と話した。

・建設予定地から「埋蔵文化財」「不発弾」　大阪公立大学森之宮キャンパス開設を半年延期

＜FNN プライムオンライン　2022 年 12 月 17 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/460030

大阪公立大学は、2025 年に予定している森之宮キャンパスの開設を半年間延期すると発表しました。

大阪公立大学森之宮キャンパスは、2025 年 4 月の開設を目指し、ことし 1 月に建設工事が始まりました。

しかし、建設予定地から戦国時代の埋蔵文化財や杭などが地中から発見され、9 月には不発弾が見つかり、撤去作業が行われたため、工事が大幅に遅れました。
このため大学は、森之宮キャンパスの開設を当初の予定から半年間遅らせ、2025 年 9 月の開設にすると発表しました。
これに伴い、森之宮キャンパスの敷地内に移転予定の大阪公立大学工業高等専門学校の中百舌鳥キャンパスの移転も、1 年延期した 2027 年 4 月を目指すということです。
********** 以上 **********